

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕 様 書 番 号
システム通信・サイバー学校で使用するパーテーション及び会議機の借上	防衛大臣承認	—
	作 成	令和6年 1月10日
	変 更	令和7年 2月 日
	作成部隊等名	システム通信・サイバー学校 研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において使用するパーテーション・会議機の借上役務について規定する。

2 調達案件の概要

当該借上役務で要求するパーテーション及び会議機は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校で実施する通信学校フェアにおいて使用するものである。

3 製品に関する要求

3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

a) 借上期間は、次による。

1) 設 置

設置時期は、調達要領指定書による。

2) 撤 去

撤去時期は、調達要領指定書による。

3) パーテーションの数量は、調達要領指定書による。

4) 会議機の数量は、調達要領指定書による。

b) パーテーションの使用場所への設置及び撤去（設置場所への搬出入を含む。）は、契約の相手方が実施するものとする。

c) 設置場所内のレイアウトは、契約後に官側との調整による。

d) 契約相手は、契約締結後、必要により現地確認を実施するものとする。

なお、細部は官側との調整による。

e) 契約相手は、契約締結後、速やかに設置するパーテーション及び会議機の数量を官側に確認を受けるものとする。

f) 契約相手は、設置したパーテーション及び会議機の数量並びに設置の状態を官側に確認を受けるものとする。

3.2 設置場所

設置場所は、**調達要領指定書**による。

3.3 機能・性能等

機能及び性能は、次による。

- a) パーテーションの機能及び性能
- 1) パネル面は1枚構造のもの（採光窓等の無いもの）とし、色は1色に統一
  - 2) パネル面は粘着テープ又は画鋸で紙が貼付できるものとする。
  - 3) 各パーテーションは、90度角単位で直線・L字・T字・十字に相互連結可能とする。
  - 4) 下部に隙間（概ね3cm）を空けて設置可能とする。
  - 5) サイズは、H1800mm×W900mm（基準）とする。
  - 6) 数量は、調達要求書による。
- b) 会議機の機能及び性能等
- 1) 天板が木目調又は白色系等のものとする。
  - 2) 脚の折りたたみ可能とする。
  - 3) サイズは、W1800mm×D600mm（基準）とする。
  - 4) 数量は、調達要求書による。

#### 4 検査等

設置及び撤去完了時、官側の検査官による役務検査を受ける。

#### 5 その他の指示

##### 5.1 情報の保全

情報の保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方は、日本国籍をもたない者をこの契約に従事させてはならない。

##### 5.2 据付・調整

据付け及び調整は、次による。

- a) **設置調整等** 設置調整等は、次による。
- 1) 当該作業に必要な部材については、契約の相手方が準備する。  
なお、細部は、官側との調整による。
  - 2) 搬入、据付け、作業に当たっては、官側の電気工事と並行して実施するため、細部は、官側と調整の上、搬入及び据付け要領を検討・計画し実施する。
  - 3) 契約の相手方は、駐屯地内における輸送車両の運行及び諸作業を実施するにあたり、官側の施設及び物品に損傷を与えないように必要な措置を行う。やむを得ず、官側の施設及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責任と負担により現状に復旧するものとする。
  - 4) 契約の相手方は、駐屯地内における設置及び撤去に伴う諸作業を実施するにあたり、官側から指示があった場合はそれに従うものとし、駐屯地内の許可された場所以外には立ち入らないものとする他、関係法令等に従い作業間の安全管理に万全を期し、火災、傷害、盗難等各種事故・災害発生防止に努めるものとする。

##### 5.3 保守

保守は、次による。

- a) **機能保証** 契約の相手方は、設置場所において目的の機能・性能を発揮し得る状態に保たなければならない。

- b) **保守時間** 保守時間は、開庁日、1日8時間（8：15～17：15）を基準とする。
- c) **保守サービス体制** 契約の相手方は、不具合が生じた場合には、速やかに復旧し得る保守サービス体制を確保する。
- d) **障害対応** 契約の相手方は、障害対応として次の事項を実施する。
  - 1) 障害が生じた場合には、速やかに障害の原因を探究し、特定する。
  - 3) 交換、調整などが必要な障害が発生した場合、速やかに構成品又は部品の交換、若しくは構成品などの調整によって障害を除去し機能を回復する。  
なお、細部は、官側との調整による。
  - 5) 障害発生後、速やかに官側に報告を実施するとともに、障害対処完了後、速やかに障害等報告書を官側に提出する。

#### 5.4 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たって次の事項について事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることが可能である。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) その他、官側が契約履行に必要と認めた事項